

第6次沖縄県国土利用計画骨子案の概要

県土・跡地利用対策課
令和8年8月

第6次沖縄県国土利用計画の策定方針

1. 第5次沖縄県国土利用計画(平成30年2月策定)を基本に記述内容を改定する。
2. 国の基本方針(令和5年7月第6次改定)に準じて、以下は引き続き県の基本方針とする。
 - ① 地域全体の利益を実現する県土利用・管理
 - ② 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理
 - ③ 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理
3. 県独自の基本方針である以下も、引き続き県の基本方針とするが、内容は新・沖縄21世紀ビジョン基本計画を踏まえた記述に改定する。
 - ④ 駐留軍用地跡地利用の推進
 - ⑤ 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用
4. 国の新たな基本方針である横断的方針の以下は、県の新たな基本方針とする。
 - ⑥ 県土利用・管理DX
 - ⑦ 多様な主体の参加と官民連携による県土の県民的経営
5. その他
第2章の規模の目標の更新(基準年次:令和6年、目標年次:令和19年とする)
参考:第5次沖縄県国土利用計画の基準年次:平成27年、目標年次:平成39年、策定:平成29年度

第6次沖縄県国土利用計画概要(案)

※青字は第5次県計画からの改定部分

1. 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

社会状況の変化・県土の管理水準維持及び向上

・人口動態の変化と地域的な偏在

・空き地空き家の増に対し県土を荒廃させない取組の推進

災害に対する脆弱性の解消と危機への対応

・自然災害を被りやすい地域

・気候変動の影響と水害等の頻発化

・居住地をより安全な地域に誘導

自然環境や景観等の悪化と新たな実現に向けた対応

・良好な自然環境の喪失・劣化。

・再エネ導入と地域社会との共生

・景観等の保全、再生、創出

米軍施設・区域の返還状況、駐留軍用地跡地利用の推進

・SACO最終報告

・県土構造を再編する好機

・返還にあたる各種課題の存在

新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進

・県土利用を総合的かつ計画的に行う必要

共通する課題

デジタルの徹底活用

多様な主体の参加と官民連携による地域課題の解決

2. 県土利用の基本方針

【1. 地域全体の利益を実現する最適な県土利用・管理】

・都市機能等の中心部や生活拠点等への集約

低未利用土地等の利用

・優良農地の確保、集積

・森林の整備及び保全 等

【2. 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理】

・ハードとソフトを適切に組み合わせた防災・減災対策

・災害ハザードエリアの開発抑制

ライフライン等の多重性確保 等

【3. 健全な生態系の確保によりつながらる県土利用・管理】

・広域的な生態系ネットワークの形成

・地下水を含む健全な水循環の維持・回復 等

【4. 駐留軍用地跡地利用の推進】

・総合的かつ計画的な跡地利用

・新たな経済活動の拠点形成や自然環境の保全

【5. 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用】

・地域拠点間を結ぶ交通ネットワークの構築

・自立型経済の構築に向けた取組の推進

1～5に共通する基本方針

【6. 県土利用・管理DX】

・デジタル技術の徹底活用による国土利用・管理の効率化・高度化 等

【7. 多様な主体の参加と官民連携による県土の県民的経営】

・土地の公共的管理の促進、利用拡大に向けた官民連携の促進 等

3. 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標(仮)

・基準年次:R6 ・目標年次:R19 ・人口:約147万人→約144万人 ・世帯数:約65万世帯→約68万世帯

・利用区分ごとの規模の目標(百ha)※R6基準値:農地359 森林1,062 宅地169 (R19の目標値は作成中)

2 地域別の概要

・北部、中部、南部、宮古及び八重山の5地域に区分し、R19における地域別の利用区分ごとの規模の目標を記載

4. 必要な措置の概要

○公共の福祉の優先

○土地利用関連法制等の適切な運用

○土地の有効利用・転換の適正化(土地利用転換の基本的な考え方等)

○県土の保全と安全性の確保(自然災害への対応等)

○自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保(カーボンニュートラルの実現 等)

○持続可能な県土の管理(拠点都市機能の充実等)

○県土の県民的経営の推進(多様な主体による県土の適切な管理を推進 等)

○県土に関する調査の推進(地籍調査、生物の分布情報)

○計画の効果的な推進

第6次沖縄県国土利用計画骨子案の構成

第1章 県土の利用に関する基本構想

1 県土利用の基本方針

- (1) 基本理念
- (2) 県土の特性
- (3) 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題
- (4) 県土利用の基本方針

2 地域類型別の県土利用の基本方向

- (1) 都市
- (2) 農山漁村
- (3) 自然維持地域

3 利用区分別の県土利用基本方向

- (1) 農地
- (2) 森林
- (3) 原野等
- (4) 水面・河川・水路
- (5) 道路(一般道路、農道及び林道)
- (6) 宅地(住宅地、工業用地、その他の宅地)
- (7) その他の土地利用

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

- 1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標
- 2 地域別の概要

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

- 1 公共の福祉の優先
- 2 土地利用関連法制等の適切な運用
- 3 土地の有効利用・転換の適正化
- 4 県土の保全と安全性の確保
- 5 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保
- 6 持続可能な県土の管理
- 7 県土の県民的経営の推進
- 8 県土に関する調査の推進
- 9 計画の効果的な推進

第6次沖縄県国土利用計画骨子案の概要

第1章 県土の利用に関する基本構想（主な記載事項）

1(1) 基本理念

公共の福祉の優先、自然環境の保全、地域の各種条件に配意、県土の均衡ある発展を図る
(国土利用計画法第2条)

1(2) 県土の特性

160の「島しょ」、亜熱帯海洋性気候、類をみない自然環境的特性、広大な米軍施設・区域の存在

1(3) 県土利用をめぐる基本的条件の変化と課題

県独自				
ア 社会状況の変化に伴う県土の管理水準の維持及び向上 ● 生産年齢人口の減、高齢者人口の増、地域的な偏在が進展 ● 空き地・空き家の増加など土地利用効率の低下 ● 耕作放棄地の増加、所有者不明土地の増加 等	イ 災害に対する脆弱性の解消と危機への対応 ● 自然災害を被りやすい地域特性 ● 気候変動の影響により風水害等の激甚化・頻発化 ● 防災・減災対策の強化、災害に備えた土地利用の推進 等	ウ 自然環境や景観等の悪化と新たな目標実現に向けた対応 ● 自然環境の保全・再生・継承及び持続可能な利用 ● 生物多様性の保全等の実現を目指す ● 脱炭素島しょ社会の実現に向けた取組 等	エ 米軍施設・区域の返還をめぐる状況と駐留軍用地跡地利用の推進 ● SACO最終報告、統合計画による返還合意 ● 駐留軍用地跡地は、都市構造を再編する好機 ● 返還後の速やかな事業着手に向けた各種課題等	オ 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の着実な推進 ● 県土利用を総合的かつ計画的に行う必要性 (県国土利用計画は、県レベルの国土利用に関して必要な事項を定める、県の総合計画を補完する位置づけ)

ア～オ に共通する課題

カ デジタルの徹底活用

キ 多様な主体の参加と官民連携による地域課題の解決

第6次沖縄県国土利用計画骨子案の概要

第1章1(4) 県土利用の基本方針

ア 地域全体の利益を実現する県土利用・管理(県土管理)

- ・低未利用土地や空き家等の有効利用や高度利用、土地利用の最適化
- ・行政、福祉、商業等の土地機能や居住を集約
- ・優良農地の確保、担い手への農地集積・集約
- ・水辺空間や陸域への特定外来生物侵入防止、健全な水循環の維持

イ 土地本来の災害リスクを踏まえた賢い県土利用・管理(防災・減災)

- ・ハードとソフトを適切に組み合わせた防災・減災対策
- ・災害ハザードエリアの開発抑制、より安全な地域への誘導
- ・経済社会上重要な諸機能の適正配置やバックアップを推進

ウ 健全な生態系の確保によりつながる県土利用・管理(自然共生)

- ・森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワーク形成
- ・美しい集落やまちなみなど、個性豊かな美しい景観の保全、再生、創出

エ 駐留軍用地跡地利用の推進(跡地利用)

- ・振興発展に大きな可能性を持つ空間
- ・早期着手に向けた取組を推進

オ 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の推進に資する県土利用

- ・人と環境に優しいまちづくりを推進
- ・新たな公共交通システムなど基盤整備やネットワーク機能の強化を展開

◆ ア～オに共通する横断的な2つの基本方針(新規項目)

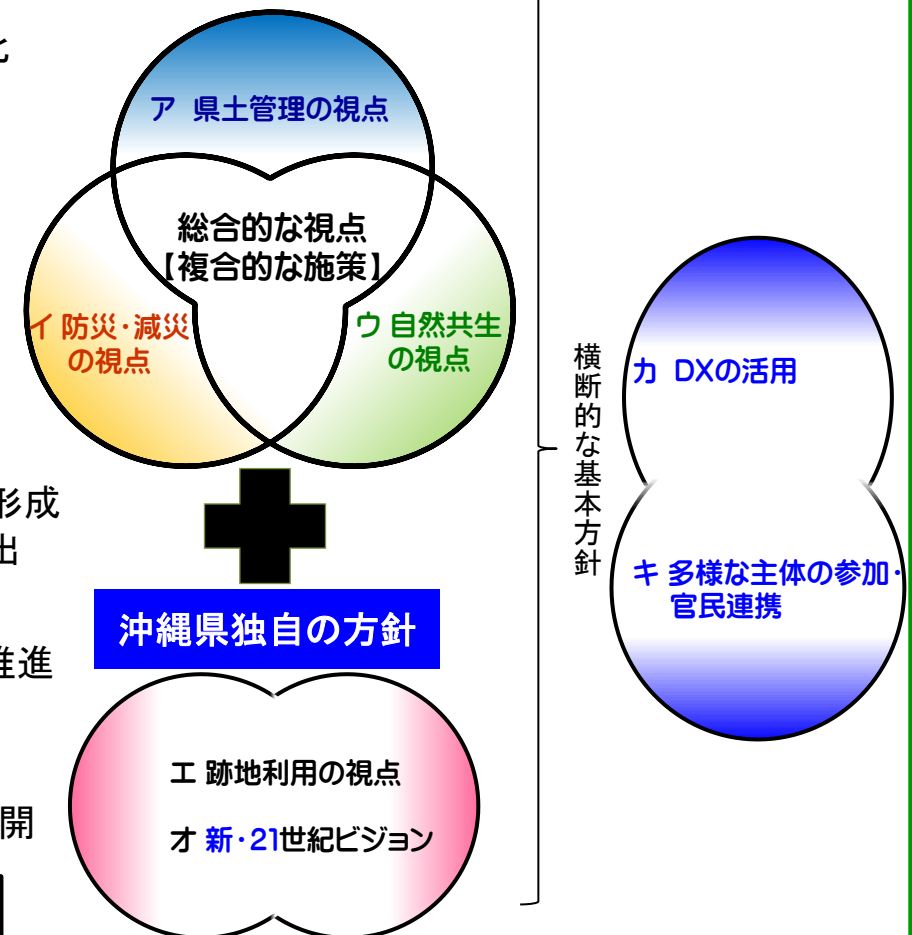
カ 県土利用・管理DX

- ・デジタル技術を活用し、県土の状況把握・見える化、まちづくり等の課題に応じた技術の開発・実装を推進
- ・各主体が所有するデータのオープンデータ化や連携を促進

キ 多様な主体の参加と官民連携による県土の県民的経営

- ・地域の発意と合意形成を基礎として、民間企業等の多様な主体の参加や官民連携による取組を促進
- ・多様な主体が連携した地域の課題解決や土地の公共的管理の促進、官民連携の取組推進

第6次全国計画を基本

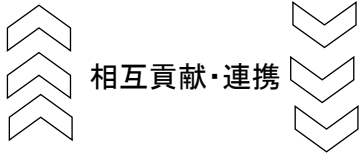


第6次沖縄県国土利用計画骨子案の概要

第1章2 地域類型別の県土利用の基本方向

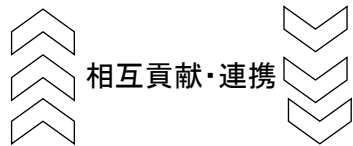
「都市」「農山漁村」「自然維持地域」は、互いに独立して存在するものでなく、相互貢献や連携により相乗効果を生み出し、空間の質的向上を図ることが重要。

(1) 都市



- 中心市街地の空洞化が進展
- 既成市街地において、街路、公園などの公共空間の整備を官民一体で取り組む。
- 集約化した都市間のネットワークを充実させ、相互の機能分担や対流を促進
- 新たな土地需要に対しては、低未利用土地の再利用を優先し、農地や森林からの転換を抑制
- 災害に強い都市構造を形成するため、機能の分散配置、ライフラインの多重性・代替性確保
- 健全な水循環の維持又は回復等により都市活動による環境負荷の小さい都市の形成を図る
- 住宅と農地が混在する地域では、良好な居住環境と営農環境の形成を進め、都市農地の保全を図る

(2) 農山漁村



- 農山漁村は、都市にとっても重要な様々な機能を有している
- 農林水産物や多様な地域資源の活用を通じて、健全な地域社会を構築
- 集落機能を集中的に維持・強化するため、周辺地域と公共交通ネットワークでつないだ「小さな拠点」の形成
- 健全な水循環の維持・回復、農地の集積・集約・良好な管理、野生鳥獣被害対策等による集落を維持
- 里地里山や沿岸の干潟等、持続的な農林水産業を通じて生物多様性保全に貢献する取組を推進

(3) 自然維持地域

- 外来種や鳥獣による生態系への被害防止や自然環境データの整備等を進める
- 陸域・水辺環境の保全及び野生生物の生息・生育空間の適切な配置
- 環境容量の考え方のもと、自然環境を適正に利用
- 生物多様性の取組を社会に浸透させるため、体験学習等の利用を図る

第6次沖縄県国土利用計画骨子案の概要

第1章3 利用区分別の県土利用の基本方向

(1) 農地

- ・生産性の高い活力ある農業の確立のため、必要な優良農地の確保と整備
- ・スマート農業の加速化による生産性の向上を図り、持続性の両立を図る

(2) 森林

- ・NPOや企業など多様な主体による整備及び保全を促進
- ・原生的な森林生態系や希少な野生生物が生息・生育する森林等について、適正な保全を図る

(3) 原野等

- ・貴重な自然環境を形成しているものは、生態系や景観の維持の観点から保全

(4) 水面・河川・水路

- ・水資源開発や農業水利施設の整備等に必要な用地の確保
- ・施設の適切な維持管理・更新や水面の適正利用による既存用地の持続的利用

(5) 道路(一般道路、農道及び林道)

- ・幹線道路ネットワークの構築、都市モノレールやバス等の公共交通機関との連携を踏まえた体系的な道路整備
- ・整備に当たっては、道路の安全性、快適性、防災機能の向上、希少な動植物の保全等環境の保全に十分配慮
- ・老朽化した施設の再編・強靱化の取組を通じて既存用地の持続的な利用

(6) 宅地(住宅地、工業用地、その他宅地)

- ・人口動態や高齢化等の動向に対応した秩序ある市街地形成、生活関連施設の計画的な整備、良好な居住環境の整備
- ・整備に際して、土地利用の高度化、低未利用土地の活用、空き家の活用・除去を推進し、必要な用地を確保
- ・大型MICE施設を含めた産業・物流インフラ整備状況の動向等を踏まえ、環境の保全等に配慮しつつ必要な用地の確保

(7) その他(公用・公共用施設用地、レクリエーション用地、低未利用土地、沿岸域、米軍施設・区域)

- ・公用・公共用施設は、県民生活上の重要性和ニーズの多様化を踏まえ、必要な用地を確保
- ・都市の低未利用土地は、居住用地や事業用地等としての再利用や防災用地、自然再生のためのオープンスペースとして活用
- ・耕作放棄地は、農地として再生を図る、再生困難なものは地域の状況に応じて、自然環境の再生を含め農地以外への誘導を図る
- ・本県の海域の重要性を踏まえ、漂着ゴミ対策、汚濁負荷対策の推進を図り、海岸の保全を進める
- ・返還が予定されている米軍施設・区域は、沖縄振興のための貴重な空間として、地域特性を踏まえて跡地利用を促進

第6次沖縄県国土利用計画骨子案の概要

第2章 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要

1 県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

	第6次県計画			第5次県計画(参考)			
	令和6年 (基準年次) [A]	令和19年 (目標年次) [B]	増減 [C]=B-A	平成27年 (基準年次) [D]	平成39年 (目標年次) [E]	対目標増減 [F]=E-D	対現況(R6) 増減 [G]=A-D
1. 農地	35,951	作成中	↘	38,600	37,335	△ 1,265	△ 2,649
2. 森林	106,248		→	106,727	106,940	213	△ 479
3. 原野等	6,539		→	6,466	6,466	0	73
4. 水面等	3,425		→	3,347	3,370	23	78
5. 道路	11,851		↗	11,511	11,922	411	340
6. 宅地	16,989		↗	15,820	16,834	1,014	1,169
(住宅地)	(11,024)		↗	(10,495)	(10,819)	(324)	(529)
(工業用地)	(576)		→	(569)	(704)	(135)	(7)
(その他の宅地)	(5,389)		↗	(4,756)	(5,311)	(555)	(633)
7. その他	47,282		↗	45,642	45,244	△ 398	1,640
合計	228,285	228,285	-	228,112	228,112	-	173

単位(ha)

○第5次県計画の進捗状況

- ・農地は、目標を上回るペースで減少。農地からの土地利用転換等が原因と考えられる。
- ・森林は、増加を見込んでいたが、逆に減少となった。森林簿の精度向上等により、森林として計上できる面積が減少したことによるものと考えられる。
- ・住宅地は計画を上回って増加。世帯の増加幅が第5次計画策定時の見込みを超えて推移していることが原因の一つと考えられる(第5次見込約148万人、約63万世帯。R6実績約147万人、約65万世帯)

○第6次県計画の見込み

- ・概ね、第6次全国計画のトレンドと同様になるものと考えられる。
- ・全国の実績では、宅地が一貫して増加しているが、総世帯数の減少予想により計画では住宅地は増減なしとなっている。しかし、沖縄県の世帯数は、当面増加傾向にあることから、住宅地はやや増え続けるものと考えられる。

(参考)第6次全国計画のトレンド

単位:万ha	令和2年	令和15年	増減	増減率	単位:万ha	令和2年	令和15年	増減	増減率
農地	437	414	-23	-5.3%	宅地	197	198	1	0.5%
森林	2,503	2,510	7	0.3%	住宅地	120	119	-1	-0.8%
原野等	31	31	0	0.0%	工業用地	16	17	1	6.3%
水面等	135	135	0	0.0%	その他の宅地	61	61	0	0.0%
道路	142	147	5	3.5%	その他	334	344	10	3.0%
					合計	3,780	3,780	0	0.0%

「森林」と「道路」の面積が増加
「農地」が減少。
「その他」(荒廃農地、雑種地)が
増加と見込んでいる。
それ以外(原野等、水面等、宅地)
は、横ばいと予想。

第6次沖縄県国土利用計画骨子案の概要

第2章2 地域別の概要

地域区分	構成市町村
北部地域	名護市 国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町 恩納村 宜野座村 金武町 伊江村 伊平屋村 伊是名村
中部地域	宜野湾市 沖縄市 うるま市 読谷村 嘉手納町 北谷町 北中城村 中城村 西原町
南部地域	那覇市 浦添市 糸満市 豊見城市 南城市 与那原町 南風原町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 渡名喜村 南大東村 北大東村 久米島町 八重瀬町
宮古地域	宮古島市 多良間村
八重山地域	石垣市 竹富町 与那国町

※新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の圏域
区分に即して5区分とする

ア 北部地域

- ・やんばるの森は、世界自然遺産に登録された優れた自然環境を有している
- ・円滑な交通ネットワークの整備、クルーズ船受け入れ態勢の整備等港湾機能強化
- ・農業は、耕畜連携や環境負荷低減など自然環境の保全と産業振興が両立する地域形成

イ 中部地域

- ・中心市街地の衰退、慢性的な交通渋滞等が発生
- ・拠点都市間の移動の円滑化のためハシゴ道路等の幹線道路ネットワークの整備推進
- ・都市近郊型農業の促進等環境と調和した持続的生産体制の構築

ウ 南部地域

- ・都市基盤整備が追い付かないまま密集市街地が形成され、都市問題・防災上の課題が存在
- ・計画的な土地利用に基づく住宅地や商業地等の適正配置のもと、円滑な交通網の形成
- ・都市近郊型農業の促進、環境保全型農業の拡大、生産拡大とブランド化を進める

エ 宮古地域

- ・郊外への大型店舗や住宅地の立地に伴う市街地の空洞化、周辺離島等で過疎・高齢化
- ・離島港湾施設において、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた施設整備等を推進
- ・資源循環型農業を推進、生産性及び品質向上、拠点産地の育成に取り組む。各種生産基盤の整備等や赤土流出問題の対策を推進し、農地保全及び環境負荷低減を図る

オ 八重山地域

- ・石垣港を中心とした地域と空港跡地を中心とした地域を結ぶ軸を都市の骨格軸とし、無秩序な市街化を抑制
- ・市街地と石垣空港を連結する交流軸を強化、八重山地域内の広域交流・広域連携を促進
- ・港湾の機能強化のため、必要な整備を推進
- ・農業は、各種生産基盤の整備推進、既存施設の再編・更新、農業用水の有効活用等を促進。防風林整備や赤土等流出問題対策を推進、農地保全及び環境負荷の低減を図る

第6次沖縄県国土利用計画骨子案の概要

第3章 第2章に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

必要な措置の概要

1 公共の福祉の優先

○県土の利用は、公共の福祉を優先させ地域の条件等を踏まえて総合的かつ計画的に行う

2 土地利用関連法制等の適切な運用

○国土利用計画法や関連する土地利用関連法の適切な運用等を通じ、適正な土地利用の確保と県土資源の適切な管理を図る

3 土地の有効利用・転換の適正化

○低未利用土地及び空き家等を含む既存住宅ストック等の有効利用
○無電柱化、既存道路空間の再配分等による道路空間の有効利用
○低未利用土地等の活用を通じて、農地や森林等からの転換を抑制
■○地域の持続性確保につながる産業集積の促進を図るための土地利用転換

4 県土の保全と安全性の確保

○流域内の土地利用との調和等にも配慮した、治水施設や砂防施設等の整備などの県土保全施設の整備と維持管理を推進
○災害リスクの高い地域の把握、公表、土地利用制限を行う規制区域の指定促進

5 自然環境の保全・再生・活用と生物多様性の確保

○高い価値を有する自然環境は、厳格な行為規制や保全活動等により適正な保全を図る
○二次的自然は、生物多様性の保全が図られている区域の認定等を通じた自然環境の維持・形成
○森・里・まち・川・海のつながりを確保した広域的な生態系ネットワークの形成

■○地域共生型の太陽光・バイオマス等の再エネの面的導入

6 持続可能な県土の管理

○都市の集約化に向け、地域の状況に応じ、都市機能や居住の都市中心部や生活拠点等への誘導
○生産性の高い活力ある農業の確立のため、優良農地を確保、農地の集積・集約を推進
○森林の持つ多面的機能の発揮や地域活性化のための森林造成技術等の研究開発を推進
○水環境の改善等の施策の推進、ダム of 長寿命化計画の策定

7 県土の県民的経営の推進

○所有者や公的機関、地域住民、企業、NPOなど多様な主体の参画のほか、環境保全活動への寄与等の取組を推進

8 県土に関する調査の推進

○県土に関する基礎的な調査の推進と総合的な利用

9 計画の効果的な推進

○新・沖縄21世紀ビジョン基本計画とあわせて、本計画がその目的を達するよう効果的な施策を講ずる。
○各種指標を用いた県土利用の現況等の分析
■○県土の現状を正確に把握した上で、デジタル技術を活用し、調査結果の普及啓発を図る